

建設工事と物品の 入札参加申し込み

受付期間は
2月1日~26日

村では、平成5年度及び6年度（平成5年4月~7年3月まで）に村が発注する工事と物品の入札・見積り参加業者の受け付けをします。参加を希望される業者のかたは、次のように申請してください。

- 【必要書類】**
- 建設工事（書類は必ずB5ファイルにつづってください）…●建設工事入札参加資格申請書（県の様式に準じる）●建設業者許可証明書
 - ③資格証明書の写し ④営業所一覧表 ⑤直前2年の各年度の工事施行金額を記載した書面 ⑥工事経歴書 ⑦使用人数表 ⑧技術者経歴書 ⑨営業用機械器具一覧表 ⑩岩室村の村税の納税証明書ただし、岩室村に本社、支社、営業所がない場合は、法人税か所得税の納税証明書
 - ⑪経営事項審査申請書の写し（土木事務所へ提出済印のあるもの）●建設業退職金共済組合加入証明書
 - 物品…●物品入札見積り参加資格審査申請書 ②経歴書 ③法人登記簿謄本写し ④営業所一覧表 ⑤直前1年分の決算書 ⑥岩室村の村税の納税証明書。ただし、岩室村に本社、支社、営業所がない場合は、法人税か所得税の納税証明書 ●販売代理店の場合、特約店であることを証する書面

【申請期間・提出先】
2月1日から26日まで、役場総務課財政係（☎82-4111内線201）へ



消防水利の
除雪にご協力を
下さい

冬は暖房器具など火氣を使う機会が多くなる季節ですが、そのため火災が発生しやすくなります。そのため消防活動が困難となり、ちょっとした不注意が大惨事につながります。

消防署と消防団では、万一に備え消防水利（防火水槽や消火栓など）の除雪には万全を期す体制を整えていますが、村内全域をカバーすることは大変むずかしい状態です。

心身障害者の運賃割引制度について

昨年12月から心身障害者に対する運賃割引制度が実施されてきましたが、この度、運賃割引の対象・手続きなどが左記のとおり改正されましたのでお知らせします。

●割引対象の追加：12月1日より、「時間制貸し切り」についても割引の対象となりました。

●割引手続きの簡素化：これまで「利用券」と「身障手帳」「療育手帳」の提示が必要でしたが、平成5年1月1日からは、利用券の提示は不要となりました。

※なお、この制度についての詳しく述べは、役場住民福祉課（☎82-4111内線113）までお問い合わせください。

重度後遺障害者に対する介護料支給

自動車事故により頭部又は脊髄に損傷を受け、常時介護を必要とする重度後遺障害者を抱える家族の皆さん精神的、肉体的、経済的負担の軽減を図るために、介護料を支給しています。

この制度についての詳しく述べは、自動車事故対策センター・新潟支管支所（☎025-283-1141）までお気軽にご相談ください。

一月一日から戸籍謄本等の手数料が改定されました。

申請内容	手数料額
①戸籍の謄抄本	1通 400円 (旧300円)
②除籍の謄抄本	1通 700円 (旧500円)
③戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件 300円 (旧200円)
④除籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件 400円 (旧300円)
⑤届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書	1通 300円 (旧200円)
⑥上質紙を用いた受理証明書 (婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出)	1通 1,300円 (旧1,000円)
⑦届書その他の書類の閲覧	書類1件 300円 (旧200円)

*詳しくは、役場住民福祉課（☎82-4111）までどうぞ。

1月10日は「110番の日」

警察では、毎年1月10日を「110番の日」とし、110番に対しもっと関心を持っていただけて、より身近に110番を利用していただくことにしています。県下全域（佐渡・粟島を除く）からかけた110番通報は、直接県警察本部につながります。そして直ちに管轄の警察署に無線で指令ができる仕組みになっています。

「こんなことで」などとためらうことなく、事件・事故などにあつたとき、見つけたときは「110番」へご連絡を。

なお、平成5年2月1日午前10時から、卷警察署の代表電話番号が、72-10-1-1に変更されます。

1月26日は「文化財防火デー」

1月26日は「文化財防火デー」です。この日は、昭和24年に法隆寺金堂が炎上し、国宝の壁画が焼損した日に当たります。毎年この日を中心に、全国各地で文化財の防火演習などが行われます。

岩室村では、石瀬種月寺が国の文化財にされています。これら文化財周辺の方はもちろん、わたしたちも日ごろから火の元には十分注意しなければなりません。また、文化財を観光で訪れる場合も、禁煙などのルールを守り、歴史的遺産の保護に協力しましょう。文化財を後世に残していくことは、わたしたちみんなの務めなのですから。

にせ税理士にご注意を

確定申告の時期になりますと、税金の申告手続きなどを税理士に依頼される方が多くなりますが、その際には正規の税理士かどうかを税理士証票等でよく確かめてください。

納税者の依頼による税務代理・税務書類の作成・税務相談は、税理士にしかできません。

ところが、確定申告の時期には、税務書類の作成などを税理士に依頼される方が多いことに便乗して、税理士資格を持たない人が、申告書の作成などをすることがあります。

このような「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した方に迷惑をかける結果になることが多いのでご注意ください。

は4月まで行いませんので、併せてご協力を願います。

冬期間のごみの出し方について

冬の間、ごみを前夜のうちに出されると、雪が降った場合、ごみが雪の中に埋れて収集作業が困難になります。そこで、ごみは必ず当日の朝、八時までに出すようご協力を願います。

また、粗大ごみの収集について

消防水利はみなさんの生命・財産を守る大切な施設です。降雪時にみなさんの近くにある水利が除雪されていないときは、お手数でも除雪にご協力くださるようお願いします。

消防署と消防団では、万一に備え消防水利（防火水槽や消火栓など）の除雪には万全を期す体制を整えていますが、村内全域をカバーすることは大変むずかしい状態です。

消防署と消防団では、万一に備え消防水利（防火水槽や消火栓など）の除雪には万全を期す体制を整えています。そのうえ、降雪のためには消防活動が困難となり、ちょっとした不注意が大惨事につながります。

消防署と消防団では、万一に備え消防水利（防火水槽や消火栓など）の除雪には万全を期す体制を整えています。そのうえ、降雪のためには消防活動が困難となり、ちょっとした不注意が大惨事につながります。

消防署と消防団では、万一に備え消防水利（防火水槽や消火栓など）の除雪には万全を期す体制を整えています。そのうえ、降雪のためには消防活動が困難となり、ちょっとした不注意が大惨事につながります。

消防署と消防団では、万一に備え消防水利（防火水槽や消火栓など）の除雪には万全を期す体制を整えています。そのうえ、降雪のためには消防活動が困難となり、ちょっとした不注意が大惨事につながります。

国民年金は「二十歳」がスタートトライインです！



平成三年四月から、それまで年金に必ず加入することになります。

年金に加入が任意だ

た。たしかに二十歳以上

の学生も、国民

年金に加入するとき

や、被保険者の種別が変更になつたときは、原則として市町村役場

で手続きが必要ですのでお忘れの

ないように。

年金についてのお問い合わせは、

役場住民福祉課年金係（☎82-4111内線117）までどうぞ。

大人の仲間入りをするにあ

ります。そんなときの備えとして、年金をまかなう、「世代と世代の助け合い」によって成り立つてい

ます。

新成人を迎えた皆さん、お

めでとうございます。

皆さんは、国民年金制度を存

知ですか？国民年金は二十歳から

スタートします。二十歳になつた

ばかりの皆さんにとって、「年金」

とは遠い将来のことです。実感のな

い言葉なのかもしません。しか

し、若い皆さんにも老後は必ず訪

れます。

新成人を迎えた皆さん、お

めでとうございます。

皆さんは、国民年金制度を存

知ですか？国民年金は二十歳から

スタートします。二十歳になつた

ばかりの皆さんにとって、「年金」

とは遠い将来のことです。実感のな

い言葉なのかもしません。しか

し、若い皆さんにも老後は必ず訪

れます。

新成人を迎えた皆さん、お

めでとうございます。

皆さんは、国民年金制度を存

知ですか？国民年金は二十歳から

スタートします。二十歳になつた

ばかりの皆さんにとって、「年金」

とは遠い将来のことです。実感のな

い言葉なのかもしません。しか

し、若い皆さんにも老後は必ず訪

れます。

新成人を迎えた皆さん、お

めでとうございます。

皆さんは、国民年金制度を存

知ですか？国民年金は二十歳から

スタートします。二十歳になつた

ばかりの皆さんにとって、「年金」

とは遠い将来のことです。実感のな

い言葉なのかもしません。しか

し、若い皆さんにも老後は必ず訪

れます。

新成人を迎えた皆さん、お

めでとうございます。

皆さんは、国民年金制度を存

知ですか？国民年金は二十歳から

スタートします。二十歳になつた

ばかりの皆さんにとって、「年金」

とは遠い将来のことです。実感のな

い言葉なのかもしません。しか

し、若い皆さんにも老後は必ず訪

れます。

新成人を迎えた皆さん、お

めでとうございます。

皆さんは、国民年金制度を存

知ですか？国民年金は二十歳から

スタートします。二十歳になつた

ばかりの皆さんにとって、「年金」

とは遠い将来のことです。実感のな

い言葉なのかもしません。しか

し、若い皆さんにも老後は必ず訪

れます。

新成人を迎えた皆さん、お

めでとうございます。

皆さんは、国民年金制度を存

知ですか？国民年金は二十歳から

スタートします。二十歳になつた

ばかりの皆さんにとって、「年金」

とは遠い将来のことです。実感のな

い言葉なのかもしません。しか

し、若い皆さんにも老後は必ず訪

れます。

新成人を迎えた皆さん、お

めでとうございます。

皆さんは、国民年金制度を存

知ですか？国民年金は二十歳から

スタートします。二十歳になつた

ばかりの皆さんにとって、「年金」

とは遠い将来のことです。実感のな

い言葉なのかもしません。しか

し、若い皆さんにも老後は必ず訪

れます。

新成人を迎えた皆さん、お

めでとうございます。

皆さんは、国民年金制度を存

知ですか？国民年金は二十歳から

スタートします。二十歳になつた

ばかりの皆さんにとって、「年金」